

外国人技能実習生の労働条件確保のための監督指導状況

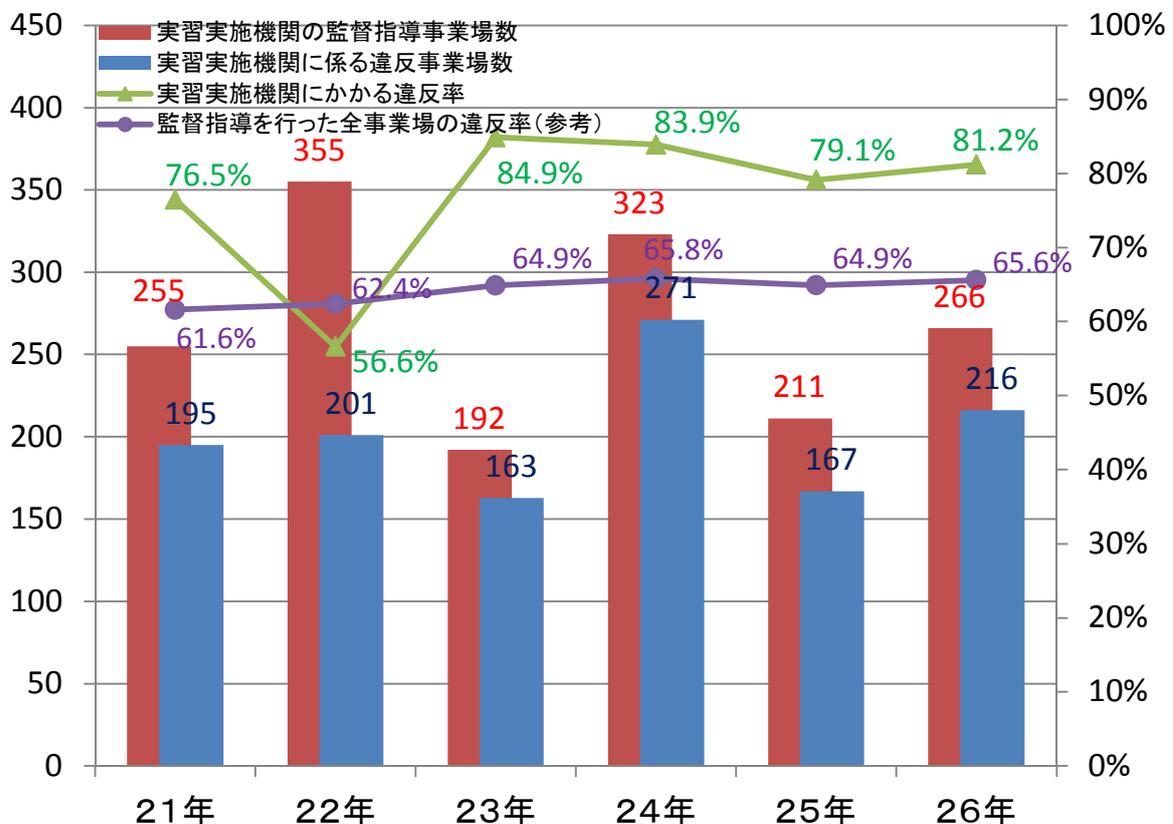
愛知労働局

愛知労働局においては、外国人技能実習生の適正な労働条件の確保に重点的に取り組んでいるところであり、平成26年には実習実施機関266事業場に対し監督指導を実施し、このうち81%に当たる216事業場でなんらかの労働基準関係法令違反が認められた。また、労働基準法令違反が認められた事業場の39.3%に当たる85事業場で外国人技能実習生に対する違反が認められた。実習実施機関に対する悪質な違反事業場に対しては、書類送検を実施するなど厳しい態度で臨んでいる。

1 監督指導状況

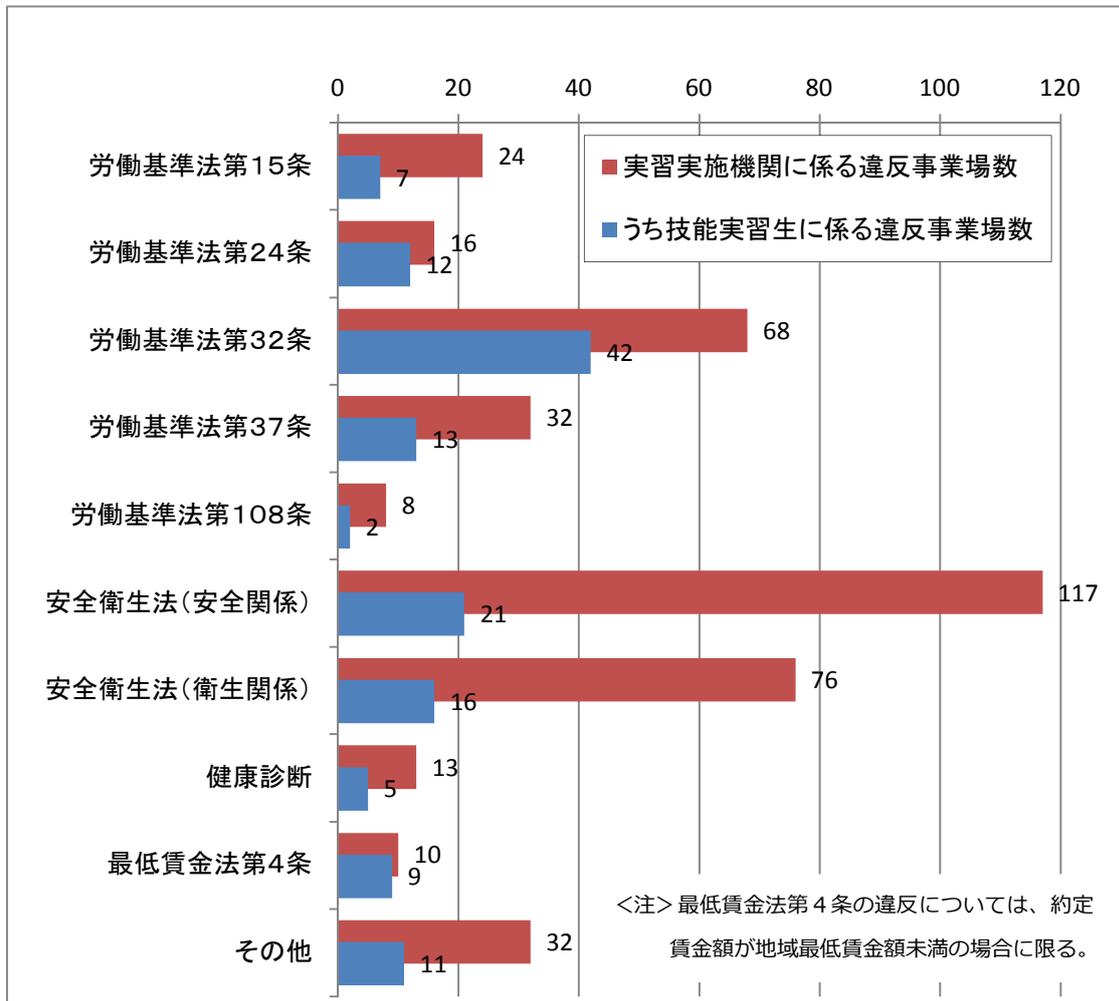
(1) 平成21年以降において、労働基準監督署が実習実施機関に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場数は次のとおりである。

監督指導を行った全事業場の違反率より実習実施機関に係る違反率が高い傾向がみられる。



※ 実習実施機関に係る違反事業場数、違反率については技能実習生以外の違反を含む。

(2) 平成26年において、労働基準監督署が実習実施機関に係る違反事業場数及びその内の技能実習生に係る主な違反内容は次のとおりである。



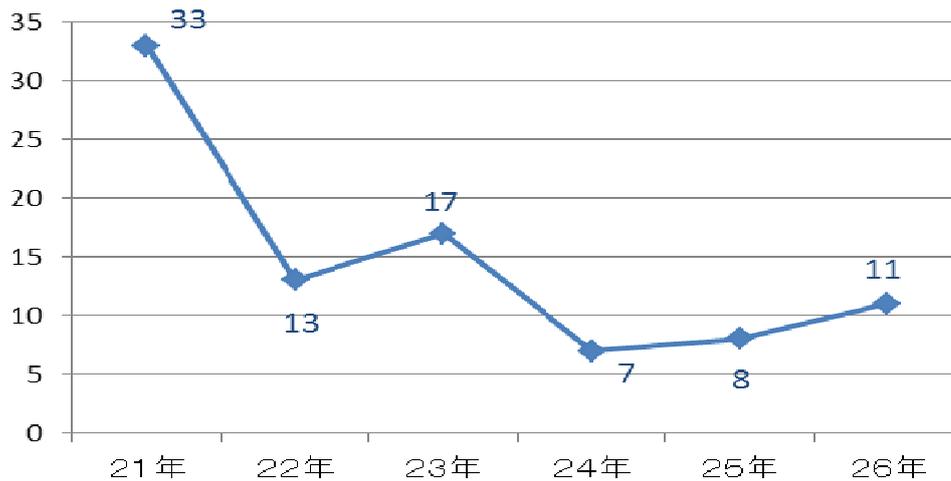
実習実施機関全体に係る違反は安全衛生法関係が多く見られるが、技能実習生に係る違反は労働基準法第32条（労働時間）関係が多くみられる。また、労働基準法第24条（賃金の支払）、最低賃金法第4条（最低賃金）等は技能実習生に係る違反割合が高い。

なお、技能実習生に関して労働基準法第32条違反が認められた42事業場のうち、法定労働時間を超える時間外労働及び休日労働の合計が1ヶ月100時間又は2ないし6ヶ月の平均で1ヶ月当たり80時間を超えているのは、52.3%に当たる22事業場であり、監督指導事業場全体の8.2%を占める。

2 申告状況

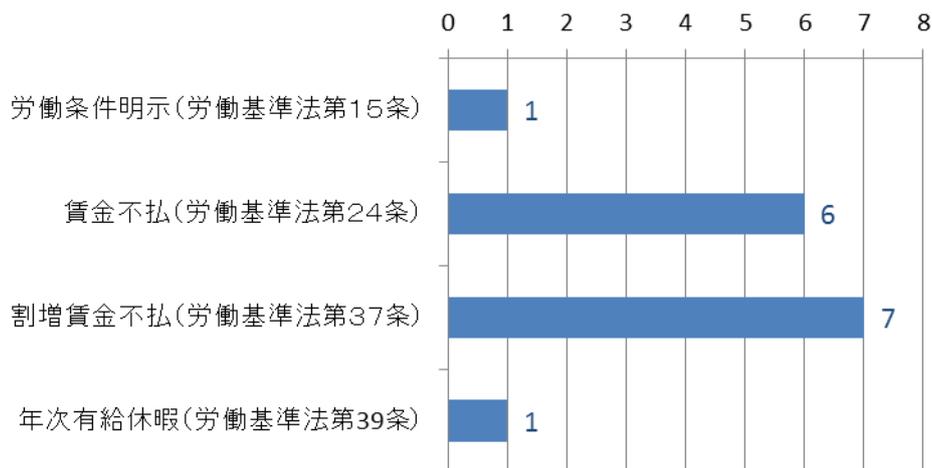
- (1) 平成21年以降において、愛知労働局内の労働基準監督署に対して外国人技能実習生から労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告件数は次のとおりである。

申告件数の推移



- (2) 平成26年における主な申告事項は次のとおりである。

申告事項別申告件数



<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。